

子育て支援施策の推進・総合調整

- ▷子育て施策の総合調整、保育所・留守家庭児童育成センターの整備
 - ▷次世代育成支援行動計画の進捗よく管理
 - ▷保育所運営主体に関する事等
- 【担当】子育て企画グループ

こども部の取り組み

安心して子育てできる環境づくり

- ▷子育て総合センター、みやっこキッズパークの管理運営
 - ▷ファミリー・サポート・センター事業
 - ▷子育て相談・子育て支援事業の企画実施
 - ▷子育て支援・幼児教育に関する研究研修に関する事等
- 【担当】子育て総合センター

子育て家庭・ひとり親家庭の相談・支援体制の充実

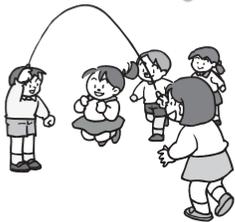
- ▷児童館・児童センターの管理運営
 - ▷留守家庭児童育成センターの運営
 - ▷児童手当・児童扶養手当▷ひとり親家庭支援
 - ▷家庭児童相談▷要保護児童対策等
- 【担当】子育て支援グループ

仕事と子育ての両立支援、地域における子育て支援の推進

- ▷公私立保育所の入所受付、保育料徴収
 - ▷公立保育所の管理運営
 - ▷私立保育所の運営助成および連絡調整
 - ▷家庭保育所・保育ルームの運営助成および連絡調整
 - ▷病後児保育ルームの実施運営
- 【担当】保育所事業グループ

夏休み利用者を募集

留守家庭児童育成センター

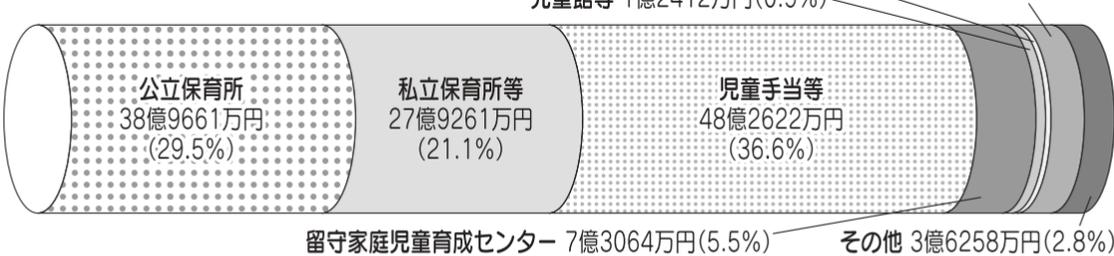


留守家庭児童育成センターは、夏休みの利用受付を行います。利用できるのは、児童、保護者が次の条件を備えていて、同居の親族など（65歳未満）も児童を健全育成することができないと認められる場合に限られます。

申込は、必要書類を6月20日（郵送の場合必着）までに西宮市社会福祉協議会育成センター

事業課（津門川町2-28 2607 98・36・7127）へ持参か郵送を。申請案内は同課、各留守家庭児童育成センターで配布しています。市のホームページ（アドレスはページ下参照）からダウンロードすることもできます。申請理由により提出書類が異なりますのでご注意ください。

平成19年度 こども部の当初予算



《長期休業利用申込の条件》

- 通常の利用をしていない
- 昼間に居宅内・外で子どもと離れて労働していることを常態（※）としている
- 妊娠中であるか出産後間がない（原則として産前産後各8週間）
- 疾病にかかり、もしくは負傷し、1カ月以上の入院が必要
- その他、前記と同様の状態と認められる場合

※1日4時間以上（ただし勤務終了時間が午後2時以前）かつ月曜～土曜に4日以上、さらに1カ月のうち半月以上就労していることを指します。

ウェブは、こんなところ！

男女共同参画センター ウェーブは、本市における男女共同参画社会の実現をめざす拠点施設です。

ウェブという言葉は、「男女がともに行動し、活気に満ちた平等社会をめざす」ことを意味する英単語(With/Act/Vitality/Equality)の頭文字からなっており、男女共同参画社会の実現に向けて、大きな波(うねり)を作っているという思いが込められています。

今年度は「チャレンジ」を年間テーマに、「もう一度働きたい」、「起業したい」などの希望をもち、個性と能力を発揮しようという人を対象に講座を開催します。

【問合せ先】ウェブ(0798・64・9495)

女性のための相談室

女性の悩みや問題を女性のカウンセラーが女性の立場で受け止め、一緒に考えます。どんなことでも、一人で悩まないで気軽に相談室を訪ねてください。相談無料で秘密は厳守します。面接相談、法律相談は要申込。

申込・問合せは、専用電話《0798・64・9498》へ（祝日を除く月曜～土曜の午前9時～午後5時）。

◆電話相談《0798・64・9499》…月・木曜（祝日を除く）の午前10時～正午、午後1時～4時

◆面接相談…火・水・土曜（祝日を除く）の午前10時～正午、午後1時～4時半。一時保育あり

◆法律相談…第3金曜の午後2時～5時。女性弁護士が対応

男女共同参画センター ウェーブ

★開館時間 午前9時～午後10時

★休館日 年末年始 (12月29日～1月3日)

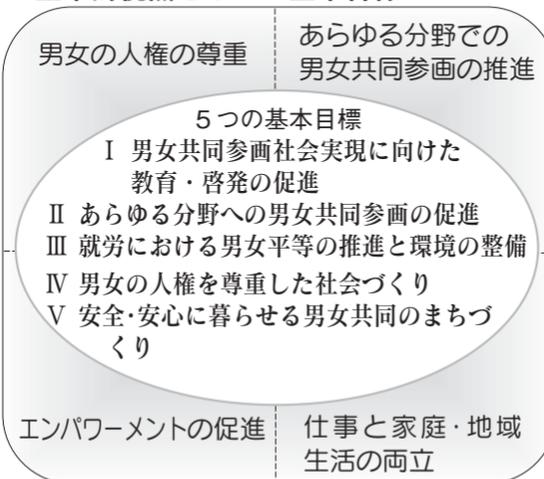
ウェブ主催講座のほか、グループ活動などへの学習室の貸出、女性のための相談、図書・ビデオの貸出、啓発冊子・情報誌の発行などの事業を行っています。詳しくは問合せを。

◆◆6月23日～29日は「男女共同参画週間」◆◆ 期間中、ウェブで講演会、啓発パネル展、関連図書の企画展示を行います。ぜひご来場を。

◎◎基本理念◎◎

『男女がいきいきと躍動する男女共同参画社会の実現』

◎◎基本的視点と5つの基本目標◎◎



※エンパワーメントとは、潜在的にもっている自らの意識と能力を高め、社会的に力をもった存在になること

①「男女共同参画社会実現に向けた教育・啓発の促進」
固定的な性別役割分担に基づく社会の慣習・慣行を見直し、性別に関わりなく、個性と能力を発揮できる社会の実現のため、男女共同参画に関する意識の啓発を図ります。また、家庭・地域・学校において、男女共同参画の視点に立った教育を推進します。

②「あらゆる分野での男女共同参画の促進」
男女が対等な構成員として、社会のあらゆる分野への参画を促進します。政策・方針の決定の場への女性の参画拡大、地域活動における女性の企画・運営への参画や指導的役割を担う人材の育成を推進します。また、国際的な視野から、外国人市民との連携を深め、男女共同参画の取り組みを進めます。

③「就労における男女平等の推進と環境の整備」
男女が対等に働くことができ、職場環境の整備や雇用機会均等の保障について啓発を行い、事業主に対し積極的改善措置の周知を図ります。また、多様な働き方の情報提供を行うとともに、女性の再就職・起業等へのチャレンジに向けて支援します。

個人の生き方や価値観の多様化等、男女を取り巻く環境も転換期を迎え、性別にかかわらず、社会の対等な構成員として、あらゆる分野に参加・参画し、個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会」の実現は、緊急の課題となっています。

こうしたことから、市はこのたび、本市における男女共同参画社会の形成に向け、総合的な施策を推進するための指針として「西宮市男女共同参画プラン」を策定しました。

同プランは男女共同参画センターで配布しているほか、市のホームページ（アドレスはページ下参照）に掲載しています。問合せは男女共同参画推進課（0798・64・9495）へ。

④「安全・安心に暮らせる男女共同のまちづくり」
介護や看護、子育てを地域全体で支えていくとともに、暮らしや環境を守り、誰もが安心して住みやすい調和のとれたまちにしたいため、条件整備を行います。また、仕事と家庭を両立させ、地域社会に参加・参画できる環境づくりを進めます。

西宮市男女共同参画プランを策定

男女が、家庭・地域・職場で、共に輝く社会に向けて

策定のポイント

⑤「男女共同参画社会の形成は、女性だけでなく、男性も含めた問題の解決であることから、「男女共同参画プラン」として策定しています。

⑥「重点施策を定めることにより、実効性あるプランにします。

『男女共同参画社会』とは？

- 家庭で 家事は家族みんなで分担し、お互いが支えています。また、地域や社会の支援を受けながら、女性だけでなく、男性も子育て・介護を共に担っています
- 地域で 古い慣習が見直され、男女が対等に地域活動に参加・参画しています
- 学校で 性別に関わりなく、子どもの個性が尊重され、多様な能力を伸ばしています
- 職場で 仕事と家庭が両立でき、女性も男性も、共に能力を発揮しています